【課徴金制度】

課徴金制度は、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引や開示書類の虚偽記載等の金商法上の一定の規定に違反する行為に対し、違法行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、これまでの刑事罰に加えて、行政上の措置として違反行為者に対して金銭的な負担を課す制度として、平成16年の証取法の改正により平成17年４月に導入された制度である。

証券監視委では、市場を取り巻く状況の変化に対応した、機動性・戦略性の高い市場監視の実現のため、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護に努めているところである。

取引調査を実施した結果、違反行為が認められた場合、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法第20条）。これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（附属資料２－４－４頁参照）。

2　取引調査の権限

取引調査の権限は、金商法第177条で定められており、

⑴　事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること

⑵　事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができることとされている。

3　課徴金の対象となる行為及び課徴金額

課徴金制度導入以降、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第65号）により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

不公正取引に係る対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

⑴　風説の流布・偽計（金商法第173条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後１月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等

（注１）　金融商品取引業者等が顧客等の計算において不公正取引を行った場合には、手数料、報酬その他の対価の額を課徴金額として賦課。（以下同じ。）

（注２）　平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。
改正前の課徴金額は、違反行為の終了後１月以内の売付け等（買付け等）の価額と、違反行為直前の価格に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額。

⑵　仮装・馴合売買（金商法第174条）

課徴金額：違反行為（仮装・馴合売買）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後１月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等

㈱　平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

⑶　現実売買による相場操縦（金商法第174条の２、旧金商法174条）

課徴金額：違反行為（現実売買による相場操縦）期間中に自己の計算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後１月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額との合計額等

（注１）　平成20年12月12日以後に開始される違反行為について適用。
改正前の課徴金額は、違反行為期間中に確定した損益と、違反行為終了後１月以内の反対売買による損益の合計額。

（注２）　「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）により、顧客によるいわゆる「見せ玉」等売買の申込み行為及び証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦が新たに課徴金の対象とされ、平成18年７月４日以後に開始する違反行為について適用。

⑷　違法な安定操作取引（金商法第174条の３）

課徴金額：違反行為（違法な安定操作取引）に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後１月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等

㈱　平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

⑸　内部者取引（金商法第175条）

課徴金額：違反行為（内部者取引）に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前６月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表後２週間の最安値（最高値）に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額等

㈱　平成20年12月12日以降に行われる行為について適用。
改正前の課徴金額は、違反行為に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前６月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表日の翌日の終値等に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額等。

（注１）　違反者が過去５年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は1.5倍となる。

（注２）　上場会社等による自己株取得に係る内部者取引について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

4　平成24年度における活動状況

平成24年度においては、不公正取引に対し、25件（納付命令対象者数）、金額で5,457万円の課徴金納付命令勧告を行った（第５章に係るものを除く。以下第４章第２において同じ。）。

第２　取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

1　勧告の状況

⑴　平成24年度の不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告25件の違反行為別の内訳は、内部者取引に係る勧告事案が13件、相場操縦に係る勧告事案が12件である。相場操縦に係る勧告は、平成23年度の３件から大幅に増加した。また、課徴金額の最高額は1,132万円、最低額は５万円である。この結果、課徴金制度が導入された平成17年４月以降、内部者取引事案については、合計133件（個人127件、法人６件）、２億8,743万円の勧告を、相場操縦事案については、合計27件（いずれも個人）、7,522万円の勧告を行ったこととなる。

平成24年度における内部者取引に係る勧告事案のうち、株式会社ジアース役員及び社員による内部者取引事案は、内部管理態勢の構築を積極的に推進すべき立場にある役員及び会社の重要な情報に接する立場にある社員が、職務に関し知った情報を基に内部者取引を行った事案である（後記２⑴⑥参照）。また、平成24年度における相場操縦に係る勧告事案のうち、岐阜銀行株式に係る相場操縦事案は、権利の移転を目的としない仮装の売買を行ったとして勧告を行った初めての事案である（後記２⑵⑥参照）。

⑵　内部者取引に係る勧告事案の課徴金納付命令対象者を属性別にみると、第一次情報受領者による内部者取引の占める割合が昨年度に引き続き高くなっている。

情報伝達者を属性別にみると、契約締結者等として内部情報を得た者が情報伝達者となっているケースの占める割合が昨年度に引き続き高くなっている。

重要事実別にみると、昨年度に引き続き、業務提携、業績予想等の修正、バスケット条項の適用及び公開買付けがあり、新たな事業の開始について初めて勧告が行われるなど、重要事実は多岐にわたるものとなっている。